### 77 七十七銀行

News Release 2025年11月19日



#### 資産形成をテーマとしたセミナーの開催について

株式会社七十七銀行(頭取 小林 英文)では、お客さまへの資産形成支援の一環として資産形成をテーマとしたオンラインセミナーを開催しますので、下記のとおりお知らせいたします。

本セミナーでは、国内株式市場の今年の振り返りや今後の見通しなどについてわかりやすく お伝えいたします。

当行は、今後もお客さま一人ひとりの想いに真摯に寄り添い、人生 100 年時代における様々なニーズや課題に対して最適なソリューションの提供に努めてまいります。

記

〈セミナーの概要(詳細は別紙のチラシをご参照ください。)>

名 称	資産形成セミナー 「国内株式市場の2025年の振り返りと2026年の見通し」	
日 時	2025年12月11日(木)18:00~19:00	
対 象	資産形成にご興味のある方	
内容	・2025年の国内株式市場の振り返り ・2026年の国内株式市場を見るポイントについて ・ファンドの紹介	
申込期限	2025年12月8日(月)12:00	
講師	レオス・キャピタルワークス株式会社 経済調査室長 三宅 一弘氏	
参加費用	無料	
申込方法	別紙のチラシをご参照いただき、七十七銀行アプリよりお申込みください。  「日本語」 「日本語」 「日本語」  (セミナーのお申込みはこちら〉 〈七十七銀行アプリのダウンロードはこちら〉	

以 上

#### (関連するSDGs)



#### S D G s (Sustainable Development Goals)

2015年9月に、国連に加盟する全ての国が全会一致で採択した 国際目標であり、17のゴールと、169のターゲットから構成されています。

七十七グループは2020年7月に「七十七グループのSDGs宣言  $\sim$  もっと、ずっと、地域と共に。 $\sim$ 」を表明し、SDGsに対する取組みを更に強化するため、2021年10月に「SDGs実践計画」を策定しました。







基礎から学べる!

# 資産形成セミナー

## 国内株式市場の2025年の 振り返りと2026年の見通し

講師 レオス・キャピタルワークス株式会社 経済調査室長

三宅 一弘氏



#### 主な内容

●2025年の国内株式市場の振り返り

日本経済は

- ●2026年の国内株式市場を見るポイントについて
- ●ファンド紹介

円安は続くの?

このまま株価は 上がっていくの?



投資の専門家が、 基本的なことから 教えてくれるシカ〜



2025年

12月11日母

18:00~19:00



法場 Zoom

対象 資産形成にご興味のある方

開催日前日までに、申込時にご登録いただいたメールアドレスに、 ZoomのID・パスワード等を送信します。

申込締切日時 12月8日(月)12:00(お申込方法は裏面をご覧ください)

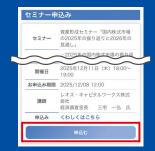
#### お申込方法

#### 「七十七銀行アプリ」からお申込みいただけます



七十七銀行アプリ トップ画面を 下にスクロール

「オススメ」の 「資産形成セミナー 申込はこちら」 をタップします。



「申込む」ボタンを タップします。 必要事項を ご入力のうえ、 お申込みください。



資産形成

本セミナーでは、ご紹介する各種サービスや金融商品等の勧誘を行うことがあります。

#### 投資信託のご注意事項

#### 投資信託のリスクについて

- 投資信託は、株式など価格変動を伴う有価証券等に投資するため、以下の 要因等により、投資元本を割込むことがあり、元本および分配金が保証されて いる商品ではありません。
  - ①組入株式の価格の下落、金利変動等による組入債券の価格の下落
  - ②組入株式・組入債券等の発行者の経営・財務状況の変化
  - ③海外の株式・債券等への投資における為替相場の変動
- ●換金可能日に制限(クローズド期間等)がある投資信託商品は、換金できない 場合があります。

#### 投資信託ご購入にあたってのその他のご留意事項

- ●投資信託をご購入の際には、投資信託取扱店にて最新の「投資信託説明書 (交付目論見書)]等をお受け取りいただくか、「インターネットバンキング」に おいて最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」等を必ずお読みいただき、 商品内容やリスクおよび手数料等の詳細を十分ご理解のうえ、ご自身のご判 断でお申込みください。
- ●投資信託は預金ではなく、預金保険および投資者保護基金の対象ではあり ません。
- ●投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入されたお客さまに帰属します。

#### 投資信託の諸費用について

#### 1.お客さまに直接ご負担いただく費用

お申込手数料 (当行取扱ファンド)	お買付金額(約定金額)に対し最大3.3%(消費税込)
信託財産留保額	ファンドの基準価額に対し最大0.7%
(当行取扱ファンド)	・ご換金時に上記割合が差し引かれます。

#### 2. 間接的にご負担いただく費用

信託報酬 (当行取扱ファンド)	ファンドの純資産総額に対し最大年率2.2%(消費税込) ・運用期間中、ファンドの純資産総額から 上記割合が差し引かれます。
その他費用	資産の運用・保管・管理等に際し、有価証券売買手数料等の 諸費用等が発生いたしますが、これもお客さまに間接的に ご負担いただく費用となります。

※お申込手数料、信託財産留保額および信託報酬はファンドにより異なるほか、 運用等に際し発生する諸費用等については、今後の運用方法等により変化する ため、詳細を掲載しておりません。詳しくは各ファンドの最新の「投資信託説明 書(交付目論見書)]等をご覧ください。なお、手数料等諸費用の合計額および 一部費用の詳細については、保有期間等に応じて異なりますので表示でき ません。

#### NISA口座ご利用にあたってのご注意事項

- ●NISA制度では、すべての金融機関を通じて1人につき1□座しか開設する ことはできません。(金融機関の変更を行った場合を除く)
- ●NISA制度を利用した□座は、開設後、税務署の審査が完了するまで金融機関 の変更および廃止はできません。
- ●NISA□座では、株式投資信託等の配当金や売買益等は非課税となる一方 で、これらの売買損益はないものとされます。したがって、特定口座や一般 口座で保有するほかの株式投資信託の配当金や売買益等との損益通算は できません。また、損益の繰越控除(3年)もできません。
- ●NISA□座では分配金の再投資は新たな投資とみなされ、その年の非課税投 資枠を利用することになります。例えば年初に50万円を投資し、その翌年に 得た1万円の分配金が再投資されると、翌年の非課税投資枠を1万円利用 したことになります。
- ●当行の非課税□座に受け入れた公募株式投資信託は、他の金融機関に開設 した非課税口座へ移管できません。
- ●ファンド購入後に税務署よりNISA□座の開設が否認された場合、購入した ファンドは課税口座(一般口座または特定口座)へ振替となります。
- ●上場株式等の配当等はNISA制度を利用した□座を開設する金融機関等 経由で交付されないものは非課税とはなりません。
- ●税法上は、上場株式や上場投資信託等の取扱が可能ですが、当行においては 公募株式投資信託(当行の投資信託取扱商品は全て公募株式投資信託)が 対象となります。
- ●年間投資枠(つみたて投資枠120万円/成長投資枠240万円)と非課税保有 限度額(成長投資枠・つみたて投資枠合わせて1,800万円/うち成長投資枠 1,200万円)の範囲内で購入した上場株式等から生じる配当所得および 譲渡所得等が非課税となります。
- ●基準経過日(NISA□座内に初めてつみたて投資枠を設けた日から10年を 経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいう。)に おけるNISA口座開設者の氏名・住所について、所定の方法で確認します。 なお、確認できない場合は、新たにNISA口座への上場株式等の受入れが できなくなります。
- ●出国により非居住者となる場合は、出国前に「出国届出書」の提出が必要と なります.

#### [つみたて投資枠におけるご注意事項]

- ●つみたて投資枠での購入は、積立契約に基づく、定期的かつ継続的な方法に より行うことができます。
- ●つみたて投資枠にかかる積立契約により購入した投資信託の信託報酬等の 概算値を、原則として年1回通知します。
- ●つみたて投資枠で買付可能な商品は、長期の積立・分散投資に適した一定の 投資信託となります。

#### [成長投資枠におけるご注意事項]

- ●成長投資枠では、以下条件をすべて満たすものに限られます。
- ①信託期間が20年以上または無期限であること
- ②一定のデリバティブ取引が用いられていないこと
- ③毎月分配でないこと

ご不明な点がございましたら、投資信託取扱店の担当者 または本部(担当部署)までお問い合わせください。

投資信託取扱店 ■東北地区の全営業店(一部の出張所を除く)および札幌支店

本部(担当部署) ■営業統轄部ウェルスマネジメント室